



総特第8号

特定信書便事業許可状

事業者の氏名 又は名称	株式会社マッハ五十
特定信書便 役務の種類	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条 第7項第3号に係る特定信書便役務
信書便物の 引受けの方法	平成15年9月1日付け申請書記載の信書便物の引 受けの方法のとおり
信書便物の 配達の方法	平成15年9月1日付け申請書記載の信書便物の配 達の方法のとおり
備 考	

平成15年9月30日

総務大臣 麻生 太郎

